

問合せ先

役場福祉課福祉係  
574・2214

●65歳以上の方の介護保険料について

介護保険制度では、市町村ごとに高齢者人口、要介護（要支援）認定者数、介護サービス費用などを推計し、介護保険事業計画を3年ごとに策定しています。この推計をもとに、令和6年度から令和8年度までの介護保険料を策定しています。

豊頃町の基準保険料額 月額4,815円

●あなたの保険料は？

介護保険料は、所得状況等に応じて次の13段階の区分に分けられます。

令和6年度～令和8年度				
所得段階	対象者	基準額	調整率	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者 ・老健福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方 ・世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入+合計所得金額が80万円以下の方	4,815円	(×0.455) ×0.284	(26,200円) 16,400円
第2段階	・世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入+合計所得金額が80万円を超えて120万円以下の方		(×0.620) ×0.421	(35,800円) 24,300円
第3段階	・世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入+合計所得金額が120万円を超える方		(×0.690) ×0.686	(39,800円) 39,600円
第4段階	・世帯に町民税課税者がいるが、本人は非課税で、本人の年金収入+合計所得金額が80万円以下の方		×0.870	50,200円
第5段階	・世帯に町民税課税者がいるが、本人は非課税で、本人の年金収入+合計所得金額が80万円を超える方		×1.000	57,700円
第6段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方		×1.200	69,300円
第7段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方		×1.300	75,100円
第8段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方		×1.500	86,600円
第9段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方		×1.700	98,200円
第10段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方		×1.900	109,700円
第11段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方		×2.100	121,300円
第12段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方		×2.300	132,800円
第13段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方		×2.400	138,600円

※年金収入 → 町民税の課税対象となる年金の収入です（障害年金・遺族年金は含まれません）  
※合計所得金額 → 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことです。

後期高齢者医療制度のお知らせ  
保険料率の見直しについて

■保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。令和6・7年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

- 均等割 (被保険者が等しく負担)
 

令和4・5年度 (年間)	51,892円
令和6・7年度 (年間)	52,953円 (1,061円増)
- 均等割 (被保険者の所得に応じて負担)
 

令和4・5年度 (年間)	10.98%
令和6・7年度 (年間)	11.79%※ (0.81ポイント増)

※令和6年度の賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない方については、令和6年度の所得割率を10.92%として算定します。
- 賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)
 

令和4・5年度 (年間)	66万円
令和6・7年度 (年間)	80万円※ (14万円増)

※「令和6年3月末日までに75歳に到達して資格取得した方」及び「障害認定で資格取得した方」については、令和6年度の賦課限度額を73万円とします。

■保険料率に関する制度改正があります

- すべての国民が、年齢に関わりなく負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことを目的として、制度改正が行われました。
- この制度改正の影響を受け、被保険者の皆さまに負担いただく保険料は増加することとなりました。

～制度改正の内容～

- ・現役世代の負担を減らすため、後期高齢者負担率の設定方法が見直されます。
- ・子育てを全世代で支え合うため、後期高齢者医療制度から、出産一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入されます。

■均等割5割・2割軽減の範囲が見直されました

- 保険料均等割軽減のうち、5割・2割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直されました。

【令和5年度】

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合
43万円+ (29万円×世帯の被保険者数) + 10万円× (給与所得者等の数-1)	5割軽減
43万円+ (53万5千円×世帯の被保険者数) + 10万円× (給与所得者等の数-1)	2割軽減

【令和6年度から】

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合
43万円+ (29万5千円×世帯の被保険者数) + 10万円× (給与所得者等の数-1)	5割軽減
43万円+ (54万5千円×世帯の被保険者数) + 10万円× (給与所得者等の数-1)	2割軽減

問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合(札幌市)  
役場福祉課福祉係  
011・290・5260  
574・2214